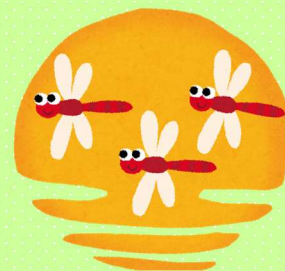




いつまでも

えがお



令和8年9月発行

介護保険を使ってサービスを利用するには

【要介護認定について】



介護保険サービスを利用するには、
要介護(要支援)認定が必要です。

病気やけが、物忘れなどにより家事や
入浴・排泄など日常生活に支障が出てき
た場合は、申請をご検討ください。

申請の対象となる方は、65 歳以上
の方と、40～64 歳で医療保険に加入し、加齢による心身の変化が原因の
特定疾病で介護や支援が必要になった
方です。

【参考】 ・西宮市ホームページ（ページ番号 97175112）
・2026 年度 介護保険と高齢者福祉



高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、いつまでもお元気で安心して過ごして頂けるよう
様々な支援を行うために西宮市が主体となって設置している身近な相談窓口です。

西宮市高齢者あんしん窓口

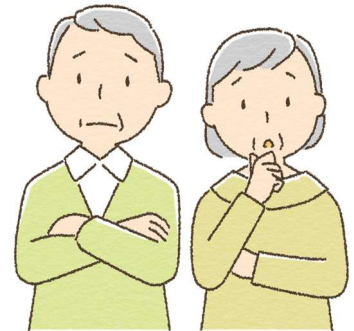
【要介護認定の申請の手順について】

① 申請する

介護サービスを利用するには、まず「要介護認定」の申請が必要です。

申請は本人だけでなく家族でもできます。

高齢介護課へ 申請書・認定調査アンケート・介護保険被保険者証 を郵送または窓口で提出します。



※申請書類の入手方法

- ・市ホームページ（ページ番号：97175112）からダウンロード
- ・高齢介護課（☎0798-35-3133）へ電話し、郵送してもらう
- ・高齢介護課および各支所、サービスセンターの窓口で受け取る
- ・西宮市高齢者あんしん窓口へ相談する（申請書の記入支援も行います）

※市から主治医に対して意見書の作成を依頼しますので、事前に承諾をもらってください。

② 要介護認定（調査～認定結果の通知）

- 訪問調査：市の職員などが自宅を訪問し、心身の状態を聞き取ります。
- 主治医の意見書：市の依頼により主治医が意見書を作成します。
- 判定：コンピュータによる一次判定、「介護認定審査会」で二次判定を行います。
- 認定の結果が、新しい介護保険被保険者証で届きます。

③ サービス利用の始め方



- 要支援 1・2：介護予防サービスが利用できます。

利用相談は 西宮市高齢者あんしん窓口へ。

- 要介護 1～5：介護サービスが利用できます。

自宅で使う場合は居宅介護支援事業者、施設を利用する場合は介護保険施設へ相談。

